

令和8年7月17日

職員の懲戒処分について

このことについて、地方公務員法第29条の規定に基づき、本日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたので、高幡消防組合職員懲戒処分基準に基づき、公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和8年7月17日（金）

2. 被処分者及び処分内容

	所属	階級	年齢	性別	処分内容
①	津野山分署	消防士長	30代	男性	減給10分の1（3ヶ月）
②	津野山分署	消防士	20代	男性	戒告
③	津野山分署	消防副士長	20代	男性	訓告
④	津野山分署	消防士	20代	男性	文書による厳重注意
⑤	津野山分署	消防士	30代	男性	文書による厳重注意

3. 処分の概要

令和8年4月、一般職員①（30代消防士長）は、一般職員④（20代消防士）が全裸になり一般職員⑤（30代消防士）に対し、わいせつな行為（陰部の擦り付け、キスマークの付与）を実行している様子を自身のスマートフォンで動画撮影を行い、職場のグループラインへ拡散した。

また、一般職員①は、霧吹きを用いて仮眠室に水を撒き散らし、施設・備品の適正な維持管理義務を放棄し、職場の安全衛生環境を阻害した。

更に、一般職員①と一般職員②（20代消防士）は、一般職員⑤に対し、1年以上にわたる日常的なハラスメント（個人の所持品・布団の隠匿、愛媛県でのランニングの強要）を行っており、令和8年2月には、一般職員①と一般職員②は共同して、一般職員⑤の布団を分署敷地内の「消防ホース乾燥塔」に吊り上げ、公共財産を目的外に使用し、職場の規律を乱した。

また、一般職員③（20代消防副士長）は、当直勤務中、仮眠室での不適切行為の現場に居合わせながら、階級上位者としての制止義務を完全に怠った。

一般職員⑤は、過去に仮眠室内において全裸になり、一般職員④に対し、わいせつな行為を行っており、一般職員④と同様、公共の場所における風紀を乱し、職場の規律を低下させた。

4. 処分根拠 地方公務員法第29条第1項第3号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）
同法第33条（信用失墜行為の禁止）、同法第35条（職務に専念する義務）
高幡消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条

5. 管理監督者責任

	所属	役職	処分内容
①	高幡消防本部	消防長	減給10分の1（1ヶ月）
②	津野山分署	分署長	減給10分の1（1ヶ月）
③	津野山分署	副分署長	戒告
④	津野山分署	副分署長	文書による厳重注意

6. 高幡消防組合長 池田洋光のお詫び

高幡消防組合津野山分署において、当直勤務中における、特定の若手職員に対するパワーハラスメント、並びに不適切行為の動画撮影・拡散、及び公の施設である消防庁舎の消防ホース乾燥塔及び仮眠室等の目的外使用、霧吹きを用いた水の撒き散らし行為など、公務員倫理および人権を侵害する非違行為が長期にわたり常態化していた事実が判明しました。

住民の安心と安全を守る立場にある消防職員がこのような不祥事を起こしたことについて、深くお詫びを申し上げます。

この度のことを重く受け止め、厳正に処分を行いました。

改めて、全職員に対してハラスメント防止に関する取り組みを強化するとともに、法令遵守、倫理観の徹底及び組織内の風通しを改善し、二度とこのような事態を起こさないよう、住民の皆さまの信頼回復に全力を尽くしてまいります。